

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は読整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信寫

08-026

大 政 事 外 外 儀 官
人 務 務 次 典 房
臣 密 官 官 審 長 長

博代表
總括審
查察審
外研
國了大
經大使
印大使

總口刘文(金)厚情才

察人國在儀警史

參報際內外

文長 審一

參政保對旅外

東中地
西東北

北米
審一二保地

卷一二

歐	密西ノ洋
尾	西東

ア
ア

参一二アア
一一二

博途經緯次

國工經
二木安

審海	審準
----	----

經協長 審校國開無
參調國有理

規協案審

人経政審
社軍参

科審 | 科原

參 調 安 企

総 番 号 R145362

月 18 日

平成 3 年 7 月 18 日

外務大臣殿

韓 國 発
本 省 着

柳 人 使

主管

亞北

在韓ハ爆者支援

第2799号 秘 人至急

(以下FAX送信 SO6589-01)

秘密指定解除
公文書監理室

秘

秘密指定解除

公文書監理室

S006589 -1

往電2678号に関し、

18日外務部東北亞1課韓光燮(ハン・グァンソプ)事務官より胡馬に対し以下の通り申し越したところ、御検討の上、結果至急回答願いたい。

1、韓赤と柳大使との間で交換される誓衛に添付されるガイドライン中の拠出金の使途、管理状況等に関する韓赤の報告義務については、現在の案文では、40億円の拠出が終了した時点で報告義務もなくなるのかどうかが不明であり、その点につき、明確にすべく修文が必要であると考えている。

2、口上書については、上記韓赤・柳大使間の交換誓衛、ガイドラインと切り離して出来るだけ早く交換したいと考えている。口上書を他の誓衛と切り離して発出することにより、先般日本側より提案のあった韓国側の口上書の案文のうち、第2パラの“letters exchanged between...”を“letters which will be exchanged between...”と修文すれば良いと思う。その他、日本側提案の韓国側口上誓衛については基本的には異存はないが、残りの23億円を来年度に韓国側に支払うことを希望するとの一文を挿入したいと考えている。金局長が20日からPMC参加のため出張することになっており、急ではあるが、可能であれば明日(19日)中に日本側のコメントを讀みたい。

(了)